



# 令和6年度 大阪府災害廃棄物対策 市町村・一部事務組合向け基礎研修

令和6年8月

大阪府 環境農林水産部 資源循環課

# 説明の流れ

1. 大阪府災害廃棄物処理計画
2. 災害廃棄物対応の流れ
3. 災害時における情報伝達

# 1. 大阪府災害廃棄物処理計画

# 近年の災害や今後想定される地震での災害廃棄物発生量

地震名称	近年の災害			大阪府で想定される地震	
	東日本大震災	大阪府北部地震	平成30年台風21号	南海トラフ	上町断層帯
災害廃棄物発生量	3,110万トン	1.3万トン	4.2万トン	2,414万トン	4,015万トン

(参考) 平時の大阪府内での一般廃棄物の発生量: 293万トン(R3)

南海トラフや上町断層帯での地震では東日本大震災時の4分の3から1.3倍の災害廃棄物が発生し、これは平時の約8~13年分程度の廃棄物に相当する

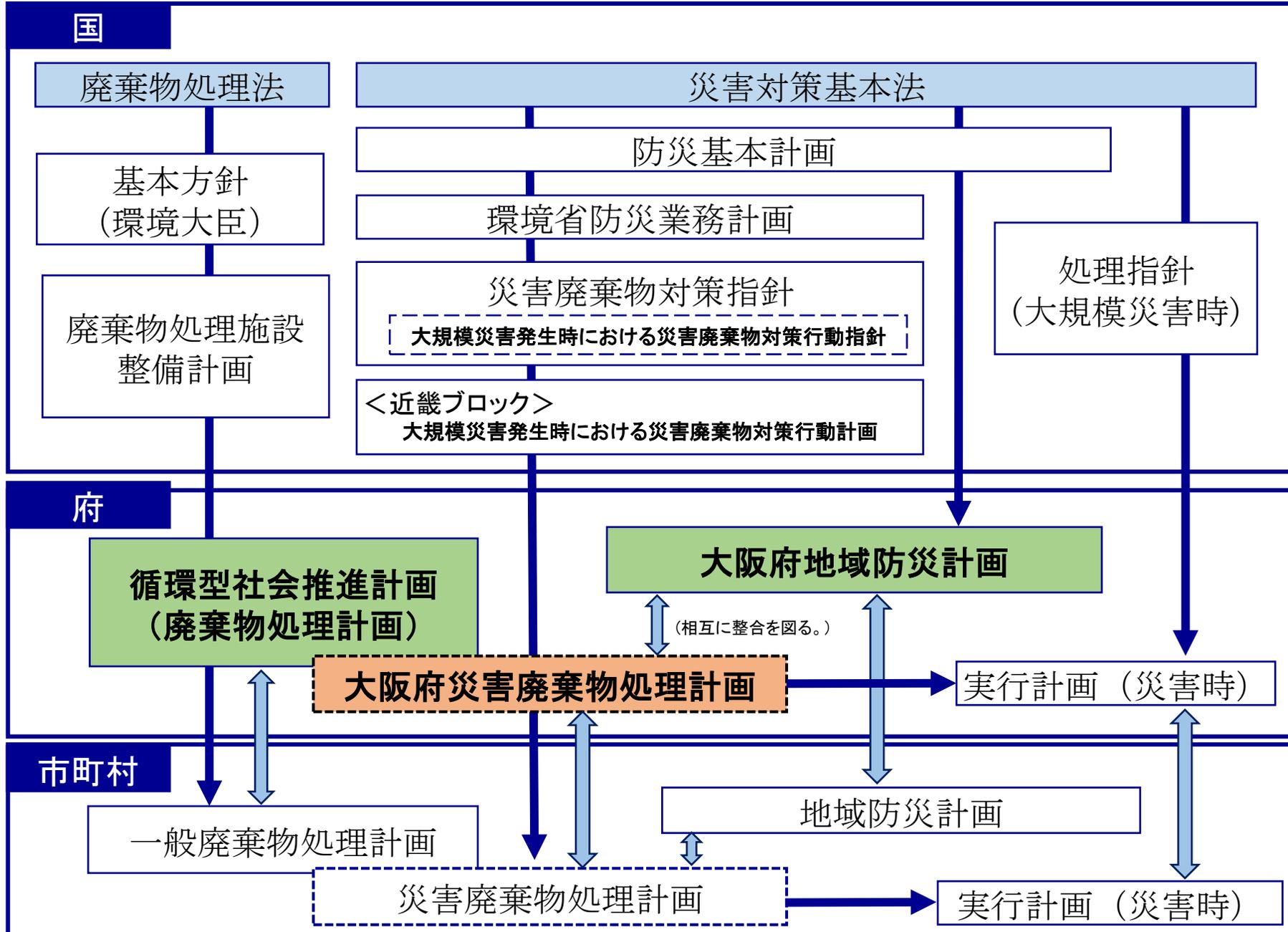
大阪市を筆頭に商業ビル等の建造物が非常に多く、コンクリートがら等の多量の「不燃性災害廃棄物」の発生が見込まれ、災害廃棄物の仮置場に必要な面積は約700~1,300haと推計されるため、仮置場候補地の事前検討が重要

# 大阪府災害廃棄物処理計画

## <目的>

災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿及び片付けごみ等に伴い排出される廃棄物（災害廃棄物）について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理

# 大阪府災害廃棄物処理計画と関係法令(関係計画)



# 大阪府災害廃棄物処理計画

## <基本的考え方>

- 近畿圏を中心に広域処理体制を整備（**3年以内の処理完了**を目指す）
- 災害廃棄物の仮置場候補地を平常時から検討・抽出し、  
**発災後速やかに仮置場を設置**
- 「不燃性災害廃棄物」を復興資材として可能な限り再生利用
- 災害廃棄物の概ね80%を再生利用し可能な限り最終処分量を減らす  
ことを目指す
- 最終処分場を平常時から検討・抽出

# 大阪府災害廃棄物処理計画

## ＜国、大阪府、市町村の主な役割＞

国	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政措置、専門家の派遣等の支援</li><li>・人的な災害廃棄物処理支援ネットワークである「D.Waste-Net」を活用した人材派遣</li></ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災市町村からの支援要請を取りまとめ</li><li>・市町村間の調整や協定団体に支援要請</li><li>・環境省や関西広域連合に支援要請</li><li>・災害廃棄物処理の実行計画の作成、見直し</li><li>・市町村から処理委託を受けた場合は、処理を実施</li><li>・他自治体等からの災害廃棄物処理に係る受援体制の確立</li></ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>災害時の生活ごみやし尿、災害廃棄物の処理</b></li><li>・災害廃棄物の仮置場の選定・設置</li><li>・災害廃棄物処理の実行計画の作成</li><li>・被災状況・災害廃棄物の発生状況を把握し必要に応じて支援要請（府と連携）</li><li>・他自治体等からの災害廃棄物処理に係る受援体制の確立</li></ul>

# 大阪府災害廃棄物処理計画

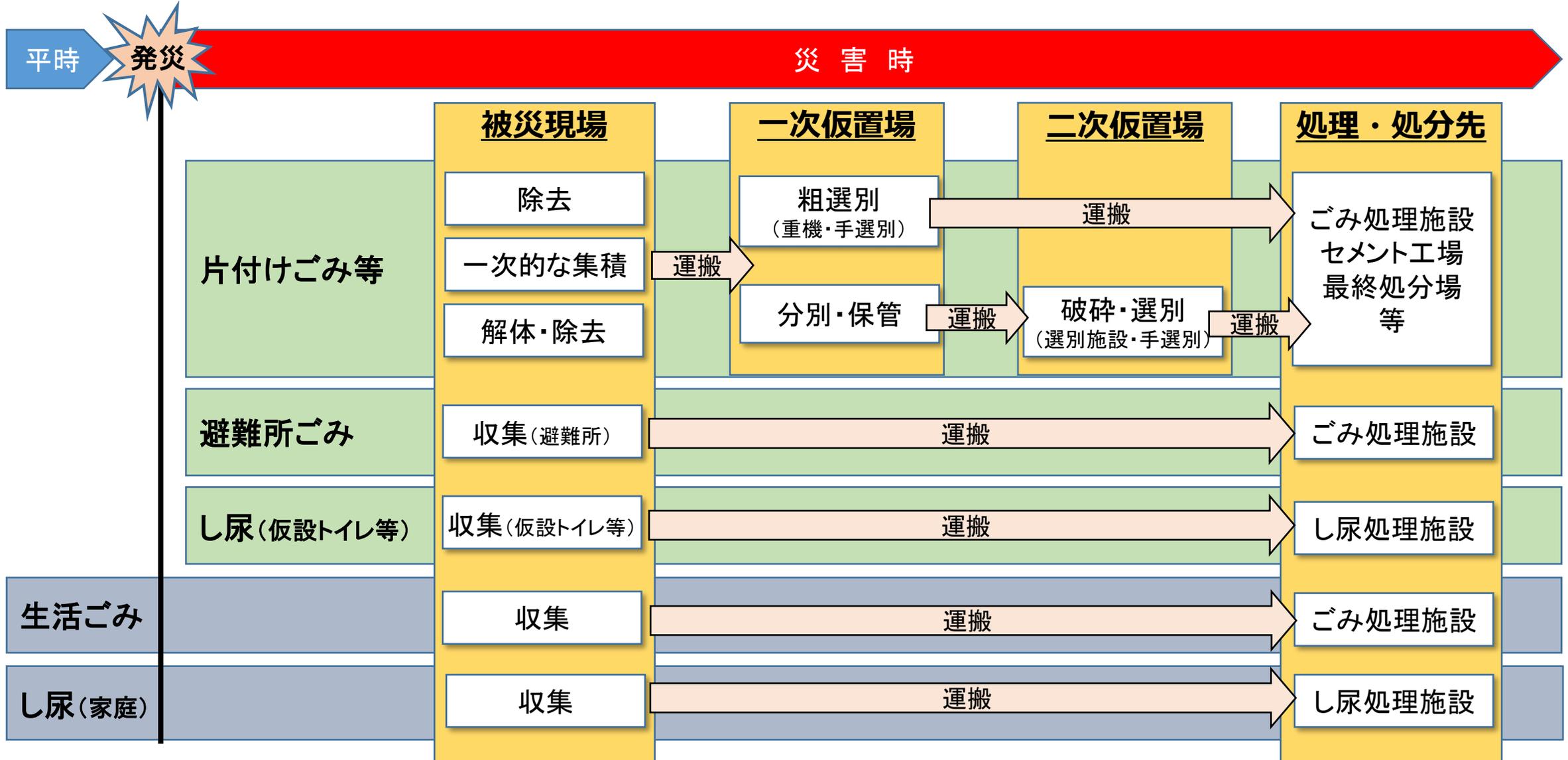
## ＜府の災害廃棄物対策＞

<p><b>災害応急対応</b> 【発災～10日】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村のし尿・生活ごみ等処理の支援、災害廃棄物処理を円滑に実施するための準備 (連絡体制の整備、被害状況等の情報収集、一次仮置場設置状況の確認、災害廃棄物発生量の推計、仮置場必要面積の推計、二次仮置場の設置検討 等)</li><li>・市町村に対する支援・技術的助言</li></ul>
<p><b>復旧復興対応</b> 【発災～3年】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物の計画的な処理 (一次仮置場の運用状況等の確認、地域内での処理検討、広域処理に係る連絡調整、災害廃棄物発生量の見直し、二次仮置場の整備開始、実行計画の策定 等)</li></ul>
<p><b>事前準備</b> (研修・訓練等) 【平常時】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境省や市町村と連携して、災害廃棄物処理の研修・ワークショップ等の実施により、市町村の災害廃棄物処理計画の策定や計画の実効性確保を支援</li><li>・危機管理室や民間団体(ボランティア関係・社会福祉協議会・NPO団体・産業資源循環協会)との連携</li></ul>

## 2. 災害廃棄物対応の流れ

(参考)  
災害廃棄物対策指針  
技術資料7-2(環境省)

# 災害時に発生する一般廃棄物と処理



出典: 災害廃棄物の初動対応の手引き説明資料

# 災害廃棄物処理の大まかな流れ



# ① 発災～6時間の街の様子

- 揺れによる倒壊・損壊家屋の発生
- 倒壊家屋による道路の閉塞

- 避難所開設

平成28年熊本地震

(参考)平成30年7月豪雨



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

# ① 発災～6時間の災害廃棄物担当部局の動き

(体制構築、情報収集)

職員の参集・災害廃棄物処理体制の構築

一廃処理施設被害状況の把握・補修・報告(府への報告様式は後述)

(生活ごみの処理)

生活ごみ収集にかかる変更内容の市民への広報

避難所ごみ置場の設置、避難者への分別の広報

(災害廃棄物の処理)

一次仮置場の開設準備(事前に調整済みのもの)

(広報)

問合わせ窓口の設置

災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場設置・搬入に関する広報の準備

## ② 発災～24時間の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

周辺自治体・府へ連絡、災害廃棄物収集支援要請  
民間団体(大阪府産業資源循環協会)への協力要請

(生活ごみの処理)

避難所設置状況の把握  
収集業者、支援者と収集箇所、収集ルート等の打ち合わせ  
分別・収集の広報

(災害廃棄物の処理)

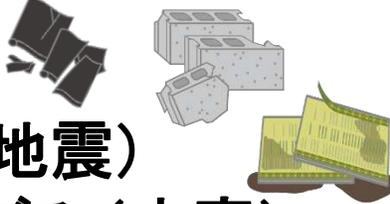
一次仮置場の開設に向けた準備(事前に調整済みのもの)

(広報)

災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場設置・搬入に関する広報の実施

## 災害時のごみ出しについて

災害(地震・台風・水害)に伴い発生する災害ごみは、市のルールに従ってごみ出しをするよう、ご協力をお願いします。

	搬出基準	排出できるごみ	注意点
市民集積所	災害に伴うごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・片づけごみ </li><li>・がれき、瓦(地震)</li><li>・水分を含むごみ(水害)</li><li>・屋根材、スレート(台風)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定袋に入れる必要はありません。</li><li>・災害ごみとわかるように、明示してください。</li><li>・収集車の通行の妨げにならないようごみ出しをしてください。</li></ul>
ごみ集積所	通常の家ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・分別区分による家庭ごみ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害ごみは出さないでください。</li><li>・指定袋に入れて、朝8時までにごみ出しをしてください。</li></ul>

- 仮置き場を設置する場合は、場所・開設期間・開設時間を改めて周知します。
- 災害とは関係のない、便乗ごみは収集できません。
- 災害の状況により、収集を見合わせる場合があります。



### ③ 発災2～3日後の街の様子

- 余震による倒壊家屋増加、被災家屋の片づけが始まる
- 道路上への片づけごみの排出

#### 平成28年熊本地震



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

- 救助活動終了

### ③ 発災2～3日後の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

府へ災害廃棄物発生状況(推計量等)連絡

民間団体への一次仮置場運用・管理業務の協力要請

(生活ごみの処理)

避難所ごみの収集開始 被害状況に応じて生活ごみの収集再開

(災害廃棄物の処理)

災害廃棄物発生量、仮置場必要面積の推計

一次仮置場運用開始(人員配置、分別徹底・生活環境保全・安全確保)

一次仮置場の不足分の選定 二次仮置場の検討開始

災害廃棄物の収集箇所・ルート等の打合せ(直営、業者、支援者)

(広報)

問合わせ内容等を集約し庁内で共有・対応の改善

# 発災後初動期に市町村に求められる事項（**仮置場の設置**）

- ・ **運営管理体制**の構築、役割分担  
（連絡調整、搬入受付、場内誘導、分別指導等）
- ・ **資機材**の手配、搬入、設置
- ・ 仮置場設置の決定、**近隣住民への通知**
- ・ 仮置場利用に関する**住民等への広報**。  
（受入開始予定日、搬入時に必要な分別品目）

分別作業スペース  
搬出入ルート

仮置き場の整備（重機）



仮置き場の整備（案内表示）



# 発災後初動期に市町村に求められる事項：混廃化防止

## ○仮置場の搬出入計画

- ・分別作業のスペースを確保できるように、搬出入計画を立てる。  
必要に応じ、都道府県に支援要請を行う。

## ○仮置場への搬入に際し必要な分別品目の周知

- ・仮置場の利用に関する地域住民への広報活動
- ・社会福祉協議会と連携し災害ボランティア団体への周知

## ○仮置場における分別作業、搬入者への分別指導

- ・搬入段階での分別について、搬入者への分別指導を行う

キーワードは分別＝「混廃化を防ぐ」

## ④ 発災～1週間後の街の様子

- 被災家屋の片づけ本格化、道路上へのごみの排出
- 道路・仮置場の臭気・害虫発生、ガソリンの不足
- ボランティアによるごみ出し支援

平成30年7月豪雨



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

## ④ 発災～1週間後の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

体制の見直し(土木職の確保)

災害ボランティアセンター:安全・分別・運搬先等の説明・調整

(災害廃棄物の処理)

一次仮置場:搬入車両渋滞対応、追加する仮置場周辺住民への説明

二次仮置場:処理方法、施設・設備、府外業者の活用について調整

処理困難物の処理ルート検討・確保

(大阪府産業資源循環協会)

環境面:臭気・害虫発生調査、対策

解体家屋等:緊急解体家屋等の撤去

## ⑤ 発災～2週間後の仮置場の様子

- 仮置場の不足 仮置場での臭気・害虫発生
- ボランティアによるごみ出し支援(市中)

### 熊本地震

全景



混合状態の廃棄物



一次仮置場(木くず類)



出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

## ⑤ 発災～2週間の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

処理方針・目標の設定

国庫補助関係情報収集、損壊家屋公費解体の情報収集

(災害廃棄物の処理)

災害廃棄物処理フローの作成

一次仮置場が不足している場合新たに設置

**処理先(産廃処理業者)の検討・確保**

処理困難物: 専門業者との打ち合わせ・引き渡し

環境面: 廃棄物の飛散・流出の確認(収集運搬車両や一次仮置場)

環境面: 可燃物の温度・CO濃度の管理(一次仮置場)

焼却炉: 仮設または休止中焼却炉の稼働検討

(広報)

新たに設置した仮置場に関する広報

## ⑥ 発災～1か月の災害廃棄物担当部局の動き

### 一次仮置場からの搬出開始

(連絡調整等)

**体制の強化・応援人員の要請**

**公費解体に関する方針の検討・決定**

(災害廃棄物の処理)

**実行計画の策定・公表**

**一次仮置場: 柱角材、金属くず、コンクリートがらの搬出・再資源化**

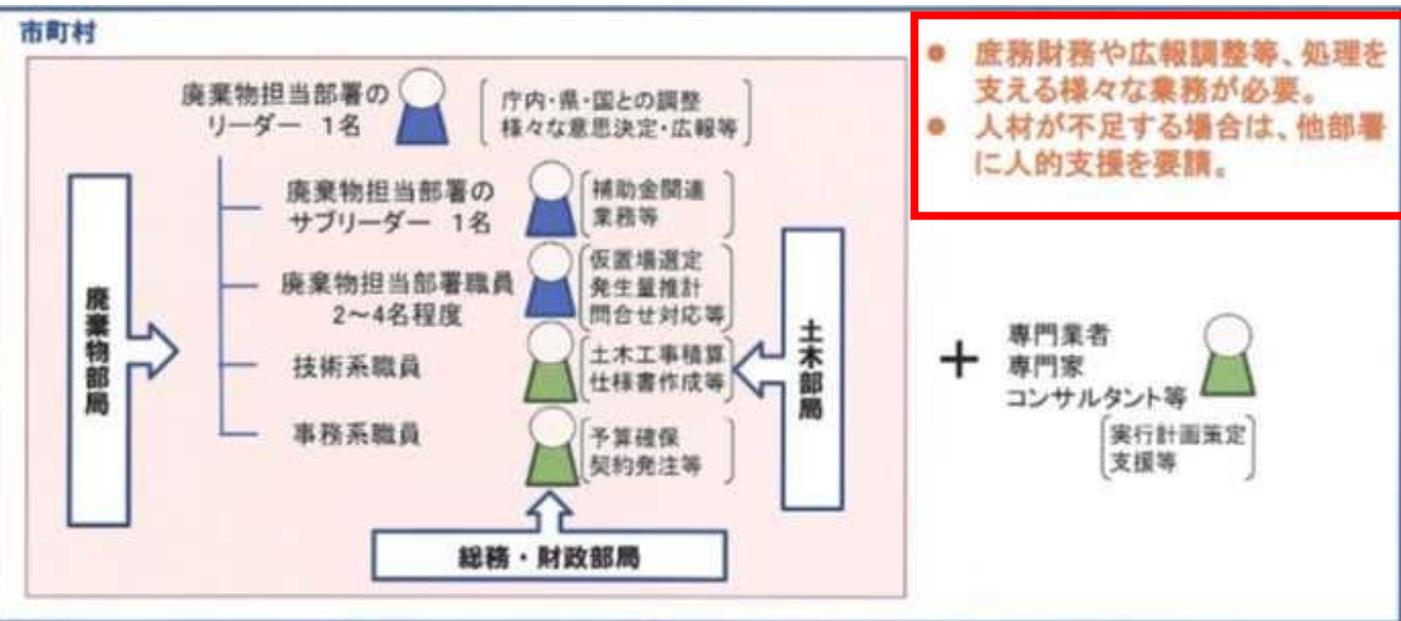
**二次仮置場: 必要面積・場所の決定、設計・積算、業務委託の公募**

(損壊家屋の解体撤去)

**解体業者との打合せ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講促進**

# 発災後初動期に市町村に求められる事項: **初動対応体制の構築**

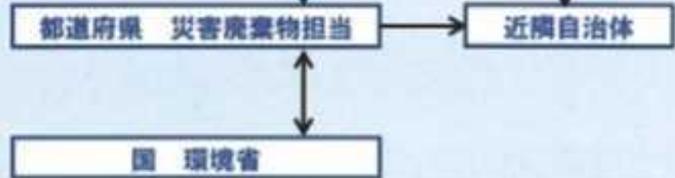
- ・総括・指揮を行う意思決定部門の設置
- ・初動時の必要人員数、受援に際し担ってもらう役割の整理
- ・必要人材のリスト化(他部署や府、国への支援要請) ※様々な人材が必要



## ○必要人材の例

- ・災害廃棄物処理の実務経験者
- ・専門的な技術に関する経験者  
土木建築の設計、積算  
現場管理、契約事務など

災害の規模によっては、都道府県の職員を市町村に派遣し、直接情報収集・支援にあたることも。



- 必要な人員や資機材の支援要請(近隣自治体、都道府県)
- 処理費用や期間の見通しについての協議(県、国)
- D. Waste-Netを活用した専門家派遣の要請(県を通して国へ)

# 発災後初動期に市町村に求められる事項（**受援体制の構築**）

## ○府県、他自治体及び国からの支援に関すること

- ・連絡体制（混乱を防ぐため一元化）の検討、確立
- ・人的支援を受ける場合の役割分担の想定
- ・収集運搬支援を受ける場合に必要とする車種毎の台数の想定

## ○民間団体との連携に関すること

- ・災害支援協定の締結
- ・災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる委託方針（手続きや契約について）の検討

⑦ ~3か月

# 公費解体申請受付開始、解体廃棄物増加、 一次仮置場閉鎖

(連絡調整等)

国庫補助関係報告書作成

(その他)

家電リサイクル業務委託、  
家電等のフロン回収業務委託

(生活ごみの処理)

通常のごみ収集体制復旧(目標)

(災害廃棄物の処理)

災害廃棄物処理実行計画策定

一次仮置場の閉鎖・返還に向けた準備

二次仮置場の設置・運営業務の委託選考、施工開始

優先的に処理する廃棄物の広域処理の実施

(損壊家屋の解体撤去)

一次仮置場:解体廃棄物の搬入増加・搬出促進

損壊家屋解体申請の受付、受付コールセンターの設置

## ⑧ ～6か月の災害廃棄物担当部局の動き

家屋解体ピーク、一次仮置場閉鎖・二次仮置場運用開始  
避難所閉鎖・仮設住宅入居開始

(生活ごみの処理)

仮設住宅のごみ収集・処理開始

(災害廃棄物の処理)

二次仮置場への運搬、資源化・処分先の確保・運搬

二次仮置場：環境モニタリングの開始

(損壊家屋の解体撤去)

一次仮置場：解体廃棄物の搬入増加・搬出促進

損壊家屋等の本格的な解体・収集運搬

## ⑨ ～1年の災害廃棄物担当部局の動き

廃棄物の本格処理開始、全廃棄物の仮置場への移動完了

(災害廃棄物の処理)  
一次仮置場閉鎖・返還  
災害廃棄物処理実行計画改定  
災害査定(毎年12月×)

## ⑩ ～3年の災害廃棄物担当部局の動き

廃棄物の処理完了

(災害廃棄物の処理)  
二次仮置場閉鎖・返還  
廃棄物処理完了

# 平時の備え(発災前): 災害廃棄物処理計画の策定等の 体制の整備

発災時における混乱を避けるため、平時から 災害廃棄物処理計画を策定 しておく必要がある

組織体制・指揮命令系統

情報収集・連絡

協力・支援体制

職員への教育訓練

一般廃棄物処理施設等

災害廃棄物処理

各種相談窓口の設置

住民等への啓発・広報 ※

災害廃棄物処理計画の点検・改定

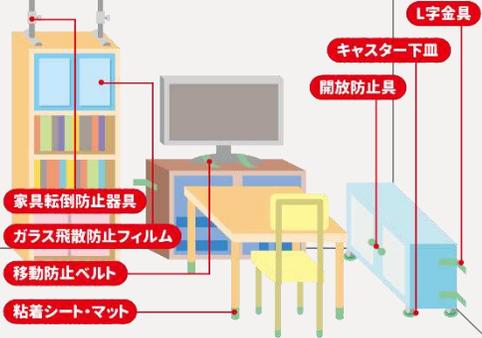
※災害廃棄物に係る平時からの住民等への啓発・広報事例(次ページ以降、過年度環境省モデル事業成果品の一部)を紹介

## ☑ 日ごろからの備え

災害時は大量のごみが発生して、処理に多くの時間がかかります。  
災害廃棄物をできるだけ出さないために、日ごろから備えておきましょう。

### 転倒防止器具等を活用しよう。

家具や電化製品は、転倒防止器具等で壁に固定して、倒れにくくすることで、災害時の破損等を防止できます。



### リサイクルショップやフリマアプリを活用しましょう。

不要なものは、日頃からリサイクルショップやフリマアプリなどで処分しておくことで、災害時のごみを減らすことができます。



### 寝屋川市総合防災ハンドブック



市民の「命を守る」の観点から、災害に対する事前の備え、発災時の対処法や地域ごとの防災ハザードマップを掲載しています。



### 寝屋川市情報提供アプリ「もっと寝屋川」



暮らしに役立つ情報を提供するアプリです。普段の生活情報のほか、防災マップや避難所情報など多様な情報を提供しています。

ダウンロードはこちらから



iOS (iPhone)用



Android用

お問い合わせ

### 寝屋川市環境部環境総務課

〒572-0855 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号  
TEL.072-824-0911 FAX.072-821-3349  
E-mail: k-somu@city.neyagawa.osaka.jp

環境省 近畿地方環境事務所

寝屋川市

# 災害時の ごみの出し方 ガイドブック

大規模な災害が発生すると、一度に大量のごみが出てきます。

一日も早い復旧・復興のためには、災害廃棄物を分別して、適切に処理することが不可欠です。

このパンフレットでは、災害に備えて、住民の皆様にごみ出し方をお知らせします。

災害時には、災害廃棄物のほか、日常生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理が必要です。

#### 災害廃棄物

災害廃棄物には、災害で壊れた家や建物を、解体して出てくる木くずやコンクリートなどがあります。また、被災した自宅内の壊れた家具、畳などの「片付けごみ」があります。



#### 生活ごみ

生活ごみは、家庭から出てくるごみです。生ごみなどの燃やすごみ、空きカン、空きビンなどの資源物などがあります。災害時も平常時と同様に出てきます。



出典: 近畿地方環境事務所HP

# 災害時のごみの出し方

災害時のごみの出し方は、被災状況によって異なります。  
 発災後に市のホームページ等でお知らせしますので、確認して出してください。

災害廃棄物

## 片付けごみ



## 仮置場



災害でゴミが大量に発生すると、片付けごみ専用の仮置場を開設する場合があります。指定された場所に分別して出してください。

## ご自宅前・ごみステーション

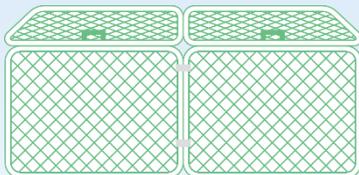


仮置場が設置されない地域では、ご自宅前・ごみステーションに、可燃系、不燃系に分別して出してください。

## 可燃ごみ



## ごみステーション



通常どおり決められた曜日に出してください。  
※被災して収集できない場合や、収集日が変更となる場合があります。

## 不燃ごみ・臨時ごみ・資源ごみ



## ご自宅で保管

災害時は、災害ごみの収集を優先する場合があります。市から収集についてお知らせするまで、ご自宅で分別保管に努めてください。

※災害の規模に応じ、災害ボランティアセンターを開所（開設）する場合があります。災害廃棄物の搬出などが困難な高齢者や障害のある方など支援が必要な方は、まずはご相談ください。

# 片付けごみの例

災害で被災して出てくる片付けごみには、様々な種類があります。  
 分別の種類や出し方は、発災後に市のホームページ等でお知らせします。



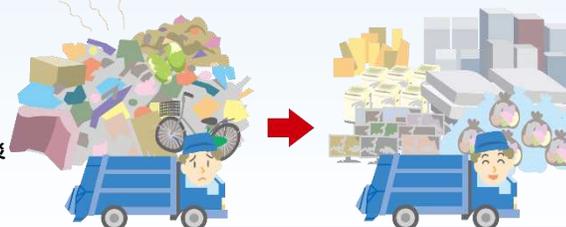
# 片付けごみに関するお願い

片付けごみをご自宅に出す場合は、車の通行の妨げにならないようにしてください。



畳などの可燃性のゴミを高く積み上げて、長時間仮置きすると、火災が発生して大変危険です。仮置場では、分別ルールに従ってゴミを置いて下さい。

仮置場以外の場所に、無秩序にごみを置いて放置されると、悪臭や害虫が発生するなど、生活環境が悪化します。指定された場所以外に片付けごみを出さないでください。また、災害と関係ないごみを片付けごみとして出さないでください。



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル ([http://kouikisyori\\_env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikisyori_env.go.jp/photo_channel/))

出典：近畿地方環境事務所HP

# 令和5年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務 水害による災害廃棄物発生量の推計及び災害廃棄物発生量推計ツール(案)の作成 (大阪府及び大阪市)

## ➤ 目的

大阪府内の都市部における水害に備えることを目的として、大阪府及び大阪市の水害に係る災害廃棄物発生量の推計を実施するとともに、近畿ブロック内の自治体が自ら災害廃棄物発生量を推計できるよう、地域特性に応じた水害による災害廃棄物発生量推計に係るツールを作成。

## ➤ 内容

### (1) 水害による災害廃棄物発生量の推計

- ・ 災害廃棄物対策指針技術資料(令和5年4月改訂版)により、地域の建物構造を考慮
- ・ 非木造建物が多い地域特性を考慮し、非木造建物の被害区分判定を見直し

### (2) 水害による災害廃棄物発生量推計に係るツールの作成

- ・ 指針の方法による「災害廃棄物発生量推計ツール」に加え、検討の目安として、水害における被災建物棟数をGISを使用せずに換算する「被災棟数概算ツール」を作成

## 【推計対象】

想定災害	対象地域
大和川・計画規模	大阪市内:11区
大和川・想定最大規模	大阪市内:12区
淀川・想定最大規模	大阪市内:11区
高潮・想定最大規模	大阪市内:20区
高潮・想定最大規模	大阪府内(大阪市除く):3地域(14市町)

## 【推計方法】

種類	推計の目的 (発災前)	区分	災害廃棄物 発生量(水害)
災害廃棄物 全体量	一定の目標期間内に処理を完了するための品目毎の処理・処分方法を示した処理フローを、平時において具体的に検討する。	住家・非住家全壊棟数 :10棟未満	900t
		住家・非住家全壊棟数 :10棟以上	災害廃棄物対策指針 (改訂版)による
片付けごみ 発生量	発災初動期に当面必要となる仮置場面積を想定しておく。	住家・非住家被害棟数※ :1,000棟未満	500t程度
		住家・非住家被害棟数※ :1,000棟未満	災害廃棄物対策指針 (改訂版)による

# (1) 水害による災害廃棄物発生量の推計

## ◆ 推計の流れ

- ① 建物データと洪水浸水想定区域図の重ね合わせ
- ② 建物データに浸水深の情報を追加
- ③ 浸水深に応じて建物被害区分を判定
- ④ 建物被害棟数の整理

### ① 建物データと洪水浸水想定区域図の重ね合わせ

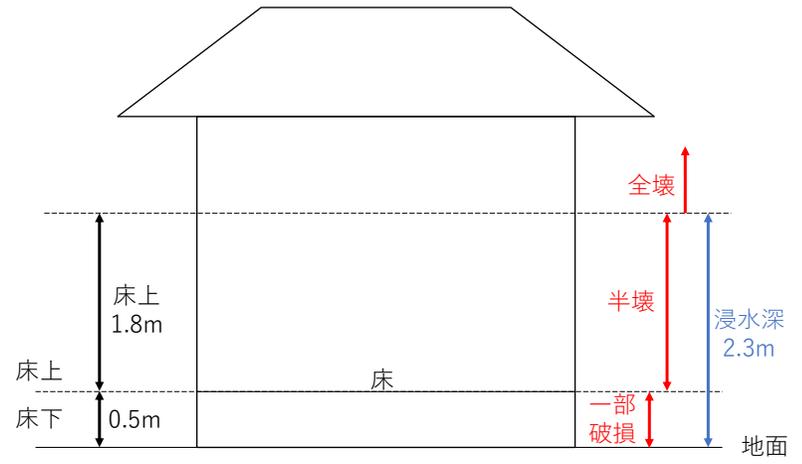


分類	定義	本推計での扱い
普通建物	3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物	木造建物として扱う
堅ろう建物	鉄筋コンクリート等で建築された3階以上、または3階相当以上の高さの建物	非木造建物として扱う
普通無壁舎	側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の構築物で、3階未満のもの	被害棟数には含めない
堅ろう無壁舎	鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物、および建物類似の構築物で、3階以上、または3階相当以上の高さのもの	被害棟数には含めない

- ② 建物データに浸水深の情報を追加  
浸水想定区域図について、  
建物ごとに具体的な浸水深さの情報を整理。

- ③ 浸水深に応じて建物被害区分を判定
  - ・ 内閣府の被害認定基準を参考に、被害区分を判定。
  - ・ 床上、床下浸水の閾値を0.5mとした。

浸水深	被害区分
2.3m以上	全壊
0.5m以上～2.3m未満	半壊
0.5m未満	一部損壊



# (1) 水害による災害廃棄物発生量の推計

- ④ 建物被害棟数の整理  
浸水想定区域図から  
木造、非木造別に、全壊、半壊、一部損壊毎の  
被害棟数を整理

## ◆ 浸水深に応じた建物被害区分の見直し

大阪市は全国と比較して非木造建物の割合が多く、床面積も大きいため、非木造建物の被害棟数の推計結果が、災害廃棄物全体量に大きな影響を及ぼす地域であるため、非木造建物の被害棟数の推計方法を見直した。

浸水深	被害区分
2.3m以上	全壊
0.5m以上～2.3m未満	半壊
0.5m未満	一部損壊



浸水深	被害区分						
	計画規模降雨※		想定最大規模降雨				
	木造	非木造	木造		非木造		
河岸侵食 範囲内			河岸侵食 範囲外	河岸侵食 範囲内	河岸侵食 範囲外		
2.3m以上	全壊		全壊				
0.5m以上～ 2.3m未満	半壊	一部損壊	半壊				一部損壊
0.5m未満	一部損壊		一部損壊				

※計画規模降雨では家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されていないため、浸水する非木造建物は浸水深によらずすべて一部損壊と判定した。

## ◆ 災害廃棄物全体量の推計式

$$\begin{aligned}
 \text{災害廃棄物全体量【Y】(t)} &= \text{建物解体に伴い発生する災害廃棄物量【Y}_1\text{】(t)} \\
 &\quad + \text{建物解体以外に発生する災害廃棄物量【Y}_2\text{】(t)} \\
 \text{【Y}_1\text{】(t)} &= (\text{住家全壊【X}_1\text{】(棟)} + \text{非住家全壊【X}_2\text{】(棟)}) \\
 &\quad \times \text{災害廃棄物発生原単位【a】(t/棟)} \times \text{全壊建物解体率【b}_1\text{]} \\
 &\quad + (\text{住家半壊【X}_3\text{】(棟)} + \text{非住家半壊【X}_4\text{】(棟)}) \\
 &\quad \times \text{災害廃棄物発生原単位【a】(t/棟)} \times \text{半壊建物解体率【b}_2\text{]} \\
 \text{【a】(t/棟)} &= \text{木造床面積【A}_1\text{】(m}^2\text{/棟)} \times \text{木造建物発生原単位【a}_1\text{】(t/m}^2\text{)} \\
 &\quad \times \text{解体棟数の構造内訳(木造)【r}_1\text{]} \\
 &\quad + \text{非木造床面積【A}_2\text{】(m}^2\text{/棟)} \times \text{非木造建物発生原単位【a}_2\text{】(t/m}^2\text{)} \\
 &\quad \times \text{解体棟数の構造内訳(非木造)【r}_2\text{]} \\
 \text{【Y}_2\text{】(t)} &= (\text{住家全壊【X}_1\text{】(棟)} + \text{非住家全壊【X}_2\text{】(棟)}) \\
 &\quad \times \text{片付けごみ及び公物等量発生原単位【CP】(t/棟)}
 \end{aligned}$$

項目	細目	記号	単位	係数(水害)
建物発生原単位	木造建物	a <sub>1</sub>	t/m <sup>2</sup>	0.5
	非木造建物	a <sub>2</sub>		1.2
延床面積	木造建物	A <sub>1</sub>	m <sup>2</sup> /棟	
	非木造建物	A <sub>2</sub>		
解体棟数の木造、非木造の内訳	木造：非木造	r <sub>1</sub> ：	-	
	造	r <sub>2</sub>		
建物解体率	全壊	b <sub>1</sub>	-	0.5
	半壊	b <sub>2</sub>	-	0.1
片付けごみを含む公物等量	全壊棟数	CP	t/棟	30.3

$$\begin{aligned}
 \text{片付けごみ発生量【C】(t)} &= (\text{住家全壊【X}_1\text{】(棟)} + \text{非住家全壊【X}_2\text{】(棟)}) \\
 &\quad + \text{住家半壊【X}_3\text{】(棟)} + \text{非住家半壊【X}_4\text{】(棟)} \\
 &\quad + \text{住家一部損壊【X}_5\text{】(棟)} + \text{床上浸水【X}_6\text{】(棟)} + \text{床下浸水【X}_7\text{】(棟)} \\
 &\quad \times \text{片付けごみ発生原単位【c】(t/棟)}
 \end{aligned}$$

項目	記号	単位	係数(水害)
発生原単位	c	t/棟	1.7

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」技術資料【技14-2】

## (2) 水害による災害廃棄物発生量推計に係るツールの作成

<水害による災害廃棄物発生量推計ツールの作成>

- (1)の推計で得られた知見により水害における被害建物棟数から災害廃棄物全体量及び片付けごみ発生量を推計するツールを作成。
- 「対策指針(改訂版)」による方法で災害廃棄物発生量及び片付けごみ発生量を推計するツールとしてExcel形式で作成。
- ツールの使用方法として、「水害による災害廃棄物発生量推計ツール(大阪府・大阪市版)マニュアル」を作成。

### 【水害による災害廃棄物発生量推計ツール】

水害による災害廃棄物発生量推計ツール

基本情報

\*:必須入力  
 □:プルダウン選択  
 □:手入力

市区町村名\* □〇〇市

市区町村名、被害棟数

被害棟数(①、②いずれかを入力する\*)

①全棟数  
 全壊 ■■■■  
 半壊 ●●●●  
 一部損壊 ●●●●

②木造棟数  
 全壊 ■■■■  
 半壊 ●●●●  
 一部損壊 ●●●●

②非木造棟数  
 全壊 ■■■■  
 半壊 ●●●●  
 一部損壊 ●●●●

1棟あたり延床面積(直接入力する場合)

木造 □ m<sup>2</sup>/棟  
 非木造 □ m<sup>2</sup>/棟

全半壊建物の木造:非木造比率(①全棟数に対する比率を直接入力する場合)

係数、原単位等設定

木造延床面積[A1]	▲▲▲	※1
木造建物発生原単位[a1]	0.5	※2
非木造延床面積[A2]	△△△△	※1
非木造建物発生原単位[a2]	1.2	※2
全壊建物解体率[b1]	0.5	※2
半壊建物解体率[b2]	0.1	※2
片付けごみ及び公物等発生原単位[CP]	30.3	※2
全半壊建物の木造:非木造比率(r <sub>1</sub> :r <sub>2</sub> )	●:○	
災害廃棄物発生原単位[a](t/棟)	〇〇.〇	

※1「令和4年度 固定資産の価格等の概要調査」(総務省)  
 ※2「災害廃棄物対策指針(改訂版)」技術資料【技14-2】  
 (令和5年4月28日改定) 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

推計結果

種類	災害廃棄物全体量(t)	〇〇市
全体量	100%	100,000
柱角材	2.1%	2,100
可燃物	4.4%	4,400
不燃物	70.5%	70,500
コンガラ	9.9%	9,900
金属くず	0.6%	600
その他	0.6%	600
土砂類	12.0%	12,000

※採用組成割合:  
 平成27年常総市

注:四捨五入により、表中の数値と合計が一致しない場合があります

対象	片付けごみ発生量(t)
〇〇市	50,000

## (2) 水害による災害廃棄物発生量推計に係るツールの作成

### <水害による被害建物棟数概算ツールの作成>

- GISを使用せずに水害における被害建物棟数を概算するための手法及びツールを作成。
- 対象自治体の丁または町毎に、浸水が想定される建物棟数(木造/非木造)を浸水想定区域図の浸水深ランク別に概算する。
- 浸水深3m以上の木造建物を全壊相当、0.5m以上3m未満の木造建物を半壊相当として被害建物棟数の概算を行う。
- ツールの使用方法として、「水害による被害建物棟数推計概算ツール(大阪府・大阪市版)」を用いた概算マニュアルを作成。

被害棟数概算ツールにおける浸水深ランクと建物被害区分

浸水深 ランク	被害区分					
	計画規模降雨		想定最大規模降雨			
	木造	非木造	木造		非木造	
			河岸侵食 範囲内	河岸侵食 範囲外	河岸侵食 範囲内	河岸侵食 範囲外
3.0m以上	全壊		全壊			
0.5m以上～ 3.0m未満	半壊	一部損壊	半壊		一部損壊	
0.5m未満	一部損壊		一部損壊			

### <浸水建物棟数の概算>

浸水想定区域図と対象地域の地図を使用し、以下A若しくはBの方法により行う。

- A: 浸水想定区域等に含まれる建物棟数を手作業で数える方法
- B: 丁または町の面積に占める浸水面積の割合により浸水建物棟数を概算する方法

【被災棟数概算ツール】

【大阪府・大阪市版】水害による被害建物棟数概算ツール

基本情報

※必須入力 ※プルダウン選択 ※手入力

市区町村: ○○市 → 世帯数(※1): 〇,〇〇〇 世帯 木造棟数(※2): 〇,〇〇〇 棟  
 建物棟数(※2): ●●●● 棟 非木造棟数(※2): ■■■■ 棟

(※1)総務省 令和2年国勢調査 小地域集計 27:大阪府による  
 (※2)総務省 令和4年度推定資産等の調査調査による家屋棟数

【直接入力する場合】  
 世帯数: 〇,〇〇〇 世帯 木造棟数: 〇,〇〇〇 棟  
 建物棟数: 〇,〇〇〇 棟 非木造棟数: 〇,〇〇〇 棟

対象災害: ●●川の洪水 世帯数あたり: △△△ 木造建物割合: ◇◇◇%  
 災害規模: 想定最大規模 建物棟数: 〇,〇〇〇 非木造建物割合: ●●%

被害建物棟数概算結果

被害建物棟数(木造)概算値  
 全壊: 〇〇〇  
 半壊: ◇◇◇  
 一部損壊: △△△

被害建物棟数(非木造)概算値  
 全壊: ●●●  
 半壊: ◆◆◆  
 一部損壊: ▲▲▲

被害区分

浸水深 ランク	計画規模降雨		想定最大規模降雨			
	木造	非木造	木造		非木造	
			河岸侵食 範囲内	河岸侵食 範囲外	河岸侵食 範囲内	河岸侵食 範囲外
3.0m以上	全壊		全壊			
0.5m以上～ 3.0m未満	半壊	一部損壊	半壊		一部損壊	
0.5m未満	一部損壊		一部損壊			

※本ツールは、市町村の水害による災害廃棄物対応の平時における検討に資するものとして、既存の公表資料や自治体が入手可能な情報に基づき、水害による被害建物棟数をGISソフトを使用せずに簡易的に概算で推計するために作成されたものです。  
 本ツールによる概算推計は一定の誤差が生じうるものであることをご理解の上、平時における災害廃棄物対応検討等の目安(例、片付けごみ発生量の推計による仮置場面積検討等)としてご利用ください。

浸水想定区域目による浸水建物棟数(ア、イいずれかを入力)  
 ※1:面積割合; 丁丁目の範囲に占める浸水想定区域の面積の割合

字丁目名	世帯数 (最新情報 があれば 上書き)	建物棟数 (入手可能 な場合は 入力)	ア. 浸水想定区域内の建物棟数(直接入力)						イ. 浸水面積割合(プルダウン)					
			家屋密集等沿道想定区域 (河岸侵食)区域外		家屋密集等沿道想定区域 (河岸侵食)区域内		家屋密集等沿道想定区域 (河岸侵食)区域外		家屋密集等沿道想定区域 (河岸侵食)区域内		家屋密集等沿道想定区域 (河岸侵食)区域外		家屋密集等沿道想定区域 (河岸侵食)区域内	
			浸水深 3m以上	0.5m以上 3m未満	0.5m以上 0.5m未満	3m以上 3m未満	0.5m以上 0.5m未満	浸水深 3m以上	0.5m以上 3m未満	0.5m以上 0.5m未満	3m以上	0.5m以上 0.5m未満	0.5m以上 0.5m未満	
△丁目	▲▲▲							面積割合	約1割	約1割	約4割	約1割	約1割	約1割
◇丁目	◆◆◆							面積割合	約0割	約1割	約6割	約6割	約6割	約6割
〇丁目	〇〇〇							面積割合	約1割	約1割	約1割	約1割	約1割	約1割
...	...							面積割合	...	...	...	...	...	...

丁または町毎の  
浸水建物棟数/  
浸水面積割合

# **3. 災害時における情報伝達**

# ① 災害時における情報伝達の目的(必要性)

## <被災市町村が府県に情報伝達を行う目的>

- A) 府県や環境省に被災や対応状況を提供し、必要に応じて支援を求めることにより、**他の市町村、府県、環境省等からの適切な支援を得ること。**
- B) 二次的には**環境省が災害補助金申請の可能性について把握するための情報を提供すること。**

## <府県及び環境省の情報伝達の主な目的>

以下のa~cの3つの状況等を確認したうえで、d、eに記載する支援・受援に関して広域的に調整（マッチング）を行うこと

- a) 各市町村内の被災状況（廃棄物処理施設・浄化槽、家屋、収集運搬体制等）を確認
- b) 被災市町村の対応状況（生活ごみ等や災害廃棄物等の処理状況）を確認
- c) 府県が各府県域内、国がブロック内の被災市町村の支援の要否を確認
- d) **受援が必要な自治体の情報を整理・集約して、支援・受援について検討・調整**
- e) 被災市町村が支援を要する場合、**府県が各府県域内、環境省がブロック内の支援・受援を調整（マッチング）**

二次的な目的としては、f、gの2つ。

- f) 府県や国の関係部署（災害対策本部を含む）との情報共有・連携
- g) 環境省による災害補助金申請の可能性の把握

## ② 被災状況による支援スキームの段階(ステージ)及び情報伝達

対応の段階		災害廃棄物処理への対応	府県、環境省の支援・受援の調整	情報伝達内容
市町村 対応 (ステージ 1)	通常 処理	平時のごみ処理と同じスキーム で対応。支援を必要としない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要がないこと</li> </ul>
	仮置場 設営	市町村がもつ事業継続力に加え、 協定締結事業者の支援で対応する。		
府県内連携 (ステージ2)		従来の行政区域内だけでは対応が 困難な被災市町村が、府県や府県 内の近隣市町村の支援を受け、 災害廃棄物処理を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村から支援依頼を受けた府県 が、府県内の近隣市町村と支援調 整を行う。</li> <li>・被災自治体が複数の場合は、支援 先が重ならないよう調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要があること</li> <li>・被災内容</li> </ul>
ブロック内連携 (ステージ3)		府県内だけでは対応が困難な 被災市町村が、近畿ブロック内 の他府県の支援を受け、災害廃 棄物処理を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災府県から支援依頼を受けた近 畿地方環境事務所が、近畿ブロッ ク内の他府県を通じて、支援可能 な市町村を調整する。</li> <li>・被災自治体が複数の場合は、支援 先が重ならないよう調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒平時の処理体制の被災状況(処理施設、 収集運搬体制)</li> <li>⇒災害廃棄物処理で求める支援内容(処理 施設、収集運搬体制)</li> </ul>
ブロック間連携 (ステージ4)		近畿ブロック内が広く被災しており、 近畿ブロック内だけでは対応が 困難な災害廃棄物処理について、 他の地域ブロックの支援を受けて 進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿地方環境事務所が環境省本省 と他の地域ブロックからの支援を調 整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒被災規模と市町村体制(必要な支援の 大きさの目安)</li> </ul>

### ③ 災害時における情報伝達の流れ

- ・様式は、回答する市町村等の負担を踏まえ、右記の内容を送付する。
- ・近畿地方に下記が発生した場合は、近畿地方環境事務所から府県宛へ、様式を発信する。

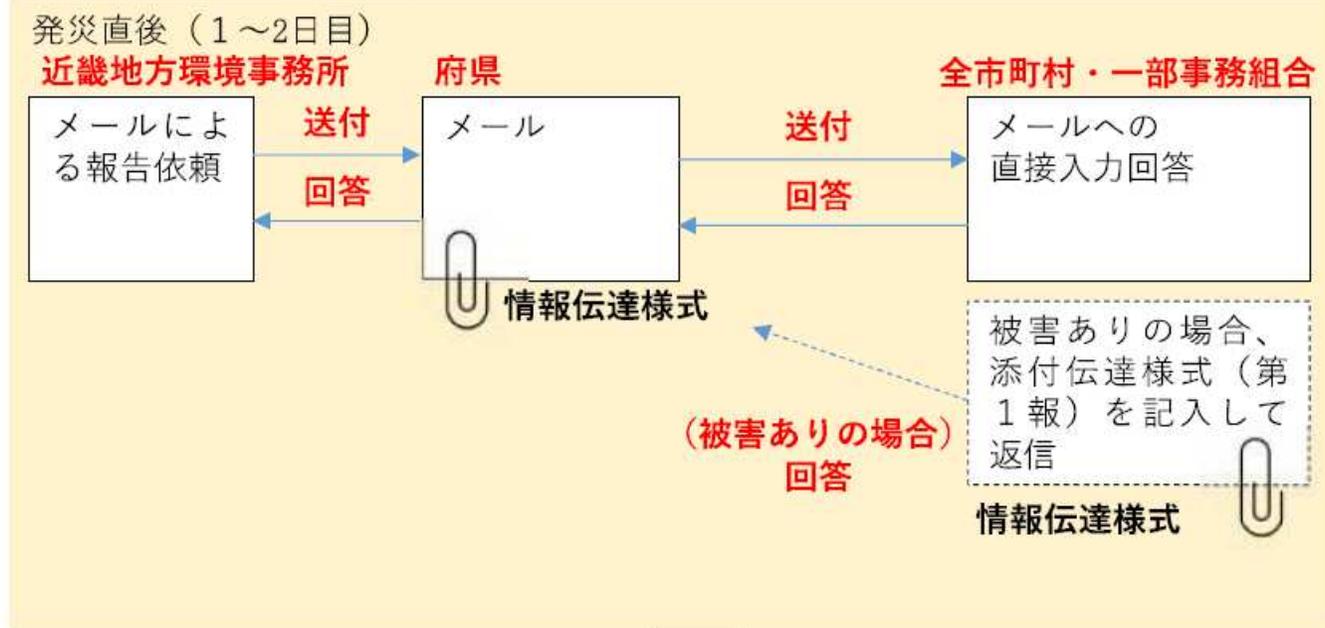
#### ▼地震災害

近畿地方で、震度5弱以上を観測した場合

#### ▼風水害

市町村が緊急安全確保（警戒レベル5）を発表した場合

※被害の状況に応じて、当該基準以外でも様式を発信することがある。



伝達が必要な情報

- ・被害状況（被害の有無・大きさ）
- ・処理体制状況
- ・収集運搬体制状況



- ・上記の更新情報
- ・片付けごみ、仮置場の状況
- ・支援の要望

# ④ 情報伝達様式(記載例)

情報伝達様式(市町村・一部事務組合報告用)

## 災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】

～現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。提出後すぐに修正となっても問題ありません。～

 の項目は、早期復旧に向けて、できるだけ早期に把握、共有が望ましい情報です。

 の項目の情報は、把握でき次第、記入・更新いただきたい情報です。

※第2報以降で変更した箇所は赤字としてください。

※必要に応じて、行を追加して記載してください。

市町村・一部事務組合名：	〇〇市	課室名：	〇〇〇〇課	担当者名：	〇〇、〇〇
電話：	XX-XXXX-XXXX				
メールアドレス：	XXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX.lg.jp				
報告時点：	第1報	報告日時	2022/6/13	11:29現在	
	↑ 報告番号を入力		↑ [Ctrl + ;] を入力	↑ [Ctrl + ;] を入力	

### 1. 廃棄物処理施設・浄化槽(市町村設置型)の被害状況 ～現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

処理施設等に被害を受けて、平常時に対応している生活ごみ・事業ごみやし尿等の処理に影響がある場合には、他市町村からの支援を府県で調整するために把握するものです

廃棄物処理施設・浄化槽(市町村設置型)の被害状況を記載				(項目の情報は、把握次第、記入・更新)			
施設種別	施設名	施設住所	被害状況 <small>(有/確認中/無) ※プルダウン選択</small>	稼働状況		復旧の見込み等	廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の要否 <small>(必要/不要/不詳) ※プルダウン選択</small>
				稼働停止日	稼働再開日		
焼却施設	クリーンセンター〇〇	〇〇市〇〇町1-2	被害あり	20xx/6/8		煙突の損壊(〇月〇日頃補修見込み)	必要
浄化槽	浄化槽(市町村設置型)	〇〇市〇〇町2-10	被害あり	20xx/6/8	20xx/6/10	停電・断水〇月〇日に解消、本体及び排水管の破損、修繕済み	必要
粗大ごみ処理施設	〇〇リサイクルセンター	〇〇市△△3番地	確認中	20xx/6/8			
し尿処理施設	〇〇汚泥再生処理センター	〇〇市□□町3-3	被害なし	20xx/6/8			

※施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。

※「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」を選択してください。

## ④ 情報伝達様式(記載例)

### 2. 平常時の収集運搬体制等の被害状況 ～現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

収集運搬体制の構築可否を確認し、他市町村や関連団体等からの支援の必要性の判断のめやすとして把握するものです

収集運搬の被害状況を記載				
分類	被害の有無 <small>(有/確認中/無) ※プルダウン選択</small>	平常時と同じ対応の可否 <small>(可/否) ※プルダウン選択</small>	(被害ありの場合に記載) 平常時と同じ対応の可否の理由	
				収集運搬体制
	し尿	被害なし		
処理施設等への道路状況	被害あり	平常時と同じ対応はできない	クリーンセンター〇〇へのアクセス道路が土砂崩れのため通行止めとなっている	

※「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」を選択してください。

※平常時のごみ等：平時から収集運搬・処理を行っているごみ（生活ごみ・事業ごみ・し尿等）

### 3. 避難者の状況 ～防災部局等に状況を確認して、最新の内容を記載してください。現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

避難所で発生する避難所ごみやし尿の対応負担の大きさを確認し、他市町村や関連団体等からの支援の必要性の判断や内容検討のめやすとして把握するものです

避難者の発生状況を記載			
避難者の状況 <small>(有/確認中/無) ※プルダウン選択</small>	避難所数(箇所)	避難者数(人)	(その他補足情報)
避難者あり	8	500	仮設トイレのし尿の収集運搬車両が不足している。

※「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」を選択してください。

### 4. 家屋の被害状況 ～防災部局等に状況を確認して、最新の内容を記載してください。現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

被害の大きさを確認し、他市町村や関連団体等からの支援の必要性の判断や補助金の必要性のめやすとして把握するものです

家屋の被害状況を記載		(項目の情報は、把握次第、記入・更新)						
被害状況 <small>(有/確認中/無) ※プルダウン選択</small>	被災状況	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	災害廃棄物発生推計量(t)	災害等廃棄物処理事業補助金の要否 <small>(必要/不要/不明) ※プルダウン選択</small>
		被害あり	家屋の被害多数	10	50	300	0	0

※「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」を選択してください。

※被害棟数が少ない場合でも、「被害あり」として記載してください。(支援の必要性のめやすとして被害の規模を確認するため)

## ④ 情報伝達様式(記載例)

### 5.1. 集積所・仮置場等の状況 ～現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

設置状況や未管理（指定外）の集積所の発生状況等を確認し、他市町村や関連団体等からの支援の必要性の判断のめやすとして把握するものです

集積所・仮置場等の状況を記入・更新			
分類	設置・発生状況	箇所数	(その他補足情報)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集積所・仮置場 (設置有/調整・準備中/設置無)</li> <li>●未管理(指定外)の集積所 (発生有/発生無/確認中)</li> </ul> ※プルダウン選択		
集積所	設置あり	20	
仮置場	設置あり	1	
未管理(指定外)の集積所	発生あり	3	高齢者が多い地区で指定外の集積所が発生した

※確認できていない場合は、「確認中」を選択してください。

※集積所と仮置場の違いは下記を参考にしてください。

条件	集積所(家の近くの一時的な仮置場)	仮置場(長年に渡って活用)
広さ	児童公園や集会場駐車場程度	運動公園や地区運動場程度
搬出作業・重機の利用	重機は利用できない広さ、大型(10t)車両による搬出はできない	重機が利用できる広さ、大型(10t)車両による搬出が可能
粗選別の有無	粗選別できる広さ	選別できる広さ
災害廃棄物の種類	主に片付けごみ	片付けごみ、解体・撤去による廃棄物
持ち込み方法	主に、自家用車(軽トラ・乗用車等)、手作業、一輪車、リヤカー等で持ち込み	主に、パッカー車、トラック、自家用車(ワゴン車、軽トラ等)等で持ち込み



▲集積所(家の近くの一時的な仮置場)の例



▲仮置場(長年に渡って活用)の例



出典元: 災害廃棄物対策フォトチャンネル

出典元: 近畿地方環境事務所

## ④ 情報伝達様式(記載例)

### 5.2. 仮置場の内容 ～仮置場を設置した場合は記載してください。 現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

仮置場の設置や使用状況等を確認し、他市町村や関連団体等からの支援の必要性の判断のめやすとして把握するものです

仮置場名称	仮置場住所	敷地面積 (㎡)	内、 保管可能面積 (㎡)	受入期間		備考 (受入状況、保管状況、搬出状況等)	(公表されていれば) 仮置場情報ウェブサイトURL
				受入開始日	受入終了日		
〇〇公園	〇〇市〇〇町5-2	500.5㎡	360.5㎡	2022/6/20			http://～～～

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。

※保管可能面積とは、廃棄物受入前の面積の合計（通路等の面積は除く）をいう。

### 6. 課題および支援の要否等 ～現段階で把握している状況を記載してください。わからないところは空欄のままとしてください。～

課題や支援要請意向を確認し、他市町村や関連団体等からの支援の必要性の判断のめやすとして把握するものです。

課題の内容を記入・更新（なるべく具体的に）			対応方針等を記入・更新（想定できていなければ空欄で可）	
分類	課題の有無 (有/調整中/無) ※プルダウン選択	(詳細記述)	支援の要否	(詳細記述)
			(必要/必要になる可能性あり/不要) ※プルダウン選択	※必要な車両の種類や人員数がわかれば記載してください
収集運搬	平常時のごみ等*	課題なし		
	災害ごみ等*	課題あり	支援が必要	片付けごみの収集車両（平ダンブ車）とそのドライバーが足りない
集積所・仮置場等	集積所	課題なし		県内の他市町からの応援について調整中。
	仮置場	課題あり	支援が必要になる可能性あり	仮置場確保のため〇〇部局と調整中
	未管理（指定外） の集積所	課題あり	支援が必要になる可能性あり	環境省と電話で相談したい（午前中又は夕方希望）
処理先	課題あり	課題あり	支援が必要	県内では処理先確保困難、ブロック単位での調整希望
組織体制（人員）	課題あり	課題あり	支援が必要になる可能性あり	協定を締結している自治体からの応援を調整中
その他（あれば記載）				

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載してください。

※平常時のごみ等：平時から収集運搬・処理を行っているごみ（生活ごみ・事業ごみ・し尿等）、災害ごみ等：災害に伴って発生するごみ（片付けごみ等・避難所ごみ・仮設トイレのし尿等）

**最後に**

# 府内の災害廃棄物処理計画策定状況(R6.3末現在)

◇災害廃棄物処理計画策定済みの市町村:36市町  
(策定率84%)

●計画未策定の市町村

災害廃棄物処理計画の策定に向けて、検討・調整をお願いします。

○計画策定済みの市町村

実効性が担保できているかなど、適宜、点検・見直しをお願いします。

# 災害廃棄物に関する情報取得用HPリンク

## 【大阪府HP】

- 大阪府の災害廃棄物対策について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/saigai/index.html>

参考リンク集の詳細は  
次の動画でご紹介します

## 【環境省HP】

- 災害廃棄物対策フォトチャンネル: 過去の災害時の記録(写真)を閲覧できる

[http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)

## 【国立環境研究所HP】

- 災害廃棄物情報プラットフォーム: 研修用資料等様々な情報が閲覧できる

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html>

## 今後の予定

- 引き続き、大阪府内の災害廃棄物処理計画の未策定市町村に対し、支援を実施。
- 市町村・一部事務組合向け災害廃棄物処理研修の実施
- 秋以降に情報交換会を実施予定
- 適宜災害廃棄物関係の情報発信を予定

**ご清聴ありがとうございました**